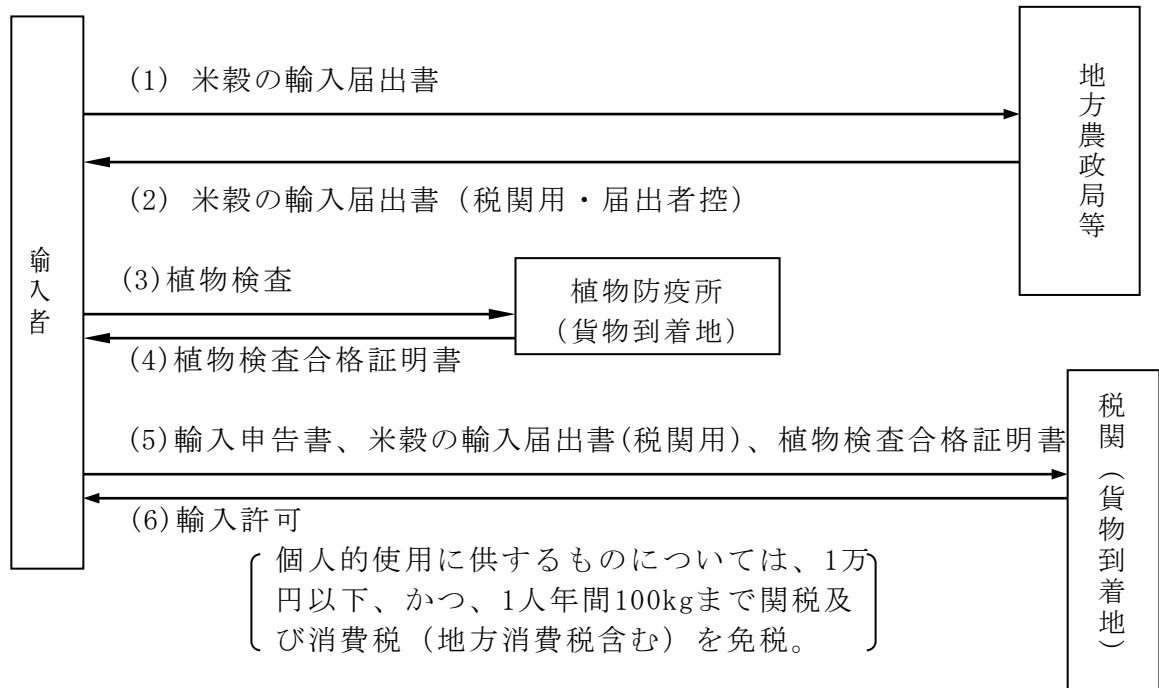


国際宅配便の場合



- 注) 1. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金 (292円/kg) を納付した後、関税 (49円/kg) 及び消費税 (8%) の納付が必要。
2. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他 (国際宅配便) の合計数量。
3. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。